**Ｎ　学校評価推進計画**

**（1）** **作成の意義と目的**

①　各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定しその達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図るために、全職員の共通理解を図り、校内の推進体制の確立を目指す。

②　各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるために、取り組む内容や方法を明確にし、全教職員が共通理解を深め、一貫した視点で組織的・日常的に取組を進める。

**（2） 自己評価作成の手順と留意事項**

①　学校の教育目標の具現化をめざし、学校改善を図るような計画であること。

②　全教職員の共通理解のもと、学校全体が組織として一体的に取り組める評価システムの

構築を図るような計画をめざすこと。

③　各学校において、何を、どのような手段で、誰に評価をしてもらい、結果を学校改善にどう生かすかを明確にすることが大切である。

④　自己評価を実施するに当たり、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接

続する両校の教職員が連携して自己評価を実施すること等が望ましい。

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　の　手　順 | 留　意　事　項 |
| １　本年度の学校経営ビジョンを明らかにする。    ２　学校評価推進組織を作り、自己評価の方針や全体計画を作成する。  ３　評価の重点化を図り、評価を行う　対象や評価項目、方法などを検討し　年間評価計画を作成する。  ４　評価票を作成する。  ５　評価結果を生かした改善策の策定計画を作成する。  ６　評価結果と改善策の公表・報告書　の提出について、基本となる考え方　とその考え方に基づいた内容や方法　を検討し、全職員での共通理解を図　る。 | ・　経営ビジョンの要素である、「学校の教育目標」「めざす児童・生徒像」「教育課題」「経営課題」「重点目標」「経営の重点」「経営戦略」を明確にする。  ・　校長のリーダーシップのもと、学校評価委員会等　の組織を作り、活動内容と他の組織との関連を明確　に示す。教育活動をＰ－Ｄ－Ｃ－Ａのサイクルでと　らえ段階に応じた評価の見通しを立てる。  ・　経営ビジョンを受け、評価の重点化を図り、評価　項目を設定する。  ・　いつ、どこで、誰が、何をするのかを明確にした　年間指導計画を作成する。  ・　評価票を作成するにあたっては、評価項目から観　点を設定し、教育活動・運営的側面・環境的側面か　ら設問を作る。  ・　評価が曖昧にならないように評価の基準を明確に　する。  ・　短期、中期、長期的な面から、評価結果の分析と　考察の方法を工夫し、改善に向けた方策をどう具体　化していくかを検討する。  ・　公表、報告書の内容や方法、手続きなどに関して　は、校内で基本方針を作成し、個人情報の保護やデ　ータの精選、説明責任の確保などについて、配慮す　る。 |

※　学校評価ガイドライン〔改訂〕（平成２８年３月２２日文部科学省）参照

1. **学校関係者評価作成の手順と留意事項**
   1. 学校関係者評価には、自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高めること、学校・家庭・地域が共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としての活用を図るような計画であること。
   2. アンケートへの回答や自己評価結果についての単なる意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動となるような計画をめざすこと。
   3. 学校関係者評価を適切に実施するためには、学校の自己評価が適切に行われていることが大切である。
   4. 学校関係者評価を実施するに当たり、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、学校関係者評価委員会は両校横断的な組織とし、接続する小学校・中学校双方の保護者を評価者に加えることが望ましい。

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　の　手　順 | 留　意　事　項 |
| １　学校関係者評価推進組織を作り学校関係者評価の方針や全体計画を作成する。  ２　学校関係者評価委員の評価内容  と年間評価計画を作成する。  ３　学校関係者評価の評価項目・評  価指標を作成する。  ４　学校関係者評価委員会が作成し  た「報告書」を生かした改善策の  策定計画を作成する。  ５　評価結果と改善策の公表・報告  書の提出について、基本となる考  え方とその考え方に基づいた内容  や方法を検討し、全職員での共通  理解を図る。 | ・　学校関係者評価の意義や方法について職員の意識の共有化を図る。  ・　その学校と直接の関係のある者（保護者・地域住民等）を評価者とすることが適当である。  ・　学校の重点目標や自己評価の取組状況から評価項目を設定する。  ・　いつ、どこで、誰が、何をするのかを明確にした年間指導計画を作成する。  ・　「学校が提出した自己評価に関する意見」「教育活動その他の学校運営の改善に関する意見」については、必ず委員が意見を記述できるようにする。  ・　短期、中期、長期的な面から、評価結果の分析と考察の方法を工夫し、改善に向けた方策をどう具体化していくかを検討する。  ・　公表、報告書の内容や方法、手続きなどに関しては、校内で基本方針を作成して、個人情報の保護やデータの精選、説明責任の確保などについて配慮する。 |

※　学校評価ガイドライン〔改訂〕（平成２８年３月２２日文部科学省）参照

**（４） その他の留意事項**

　　小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接続する両校間で評価項目・指標を

共有した上で、共通した評価項目・指標を設定することを基本とすること。

なお、評価結果の報告・公表等に当たり、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校におい

ては、横断的に実施した自己評価及び学校関係者評価の結果について、共同して広く保護者に周知することが望ましい。

**Ｎ　学校評価推進計画**

**（1）　自己評価**

**１　本校の自己評価の基本的な考え方**

|  |
| --- |
|  |

**２　本年度の評価の重点**

|  |
| --- |
| ※　本年度の学校経営の重点目標と経営の重点を受け、「教育活動に関すること」「組織運営に関すること」「教育環境に関すること」の３つの側面から設定する。 |

**３　推進体制（組織図）**

|  |
| --- |
| ※ 推進組織は、評価計画に沿って評価票を作成する際や結果の分析・診断を行う際に、他 の組織と連絡調整をしていく。その関連が分かる組織図を工夫する。評価の内容や方法等 によっては、既存の組織を活用したり、新たに学校評価委員会等の組織を設置したりする 必要がある。 |

**４　年間評価計画**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 評価活動の内容 | 評価者 | 評価の場及び手段 | 担当者 |
| ４月 | ※ 諸会議や評価活動の予  定を記入する。 |  | ※ 評価を行う教育活  動の場面や評価の手  段を記入する。 | * 各評価活   動を担当する教職員を記入する。 |
| ５月 |  |
| ６月 |  |
| ７月 |  |  |

**５　自己評価結果を基にした改善策の策定計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 改善策の策定の手順等 | 担当者 |
|  | ※ 「評価の結果の分析・考察→改善課題の明確化→改善策の 立案→共通理解の場→改善策の具体化と公表」等のような改 善策の策定とその生かし方の具体的な計画を記述する。 |  |

**６　自己評価の結果の公表・説明**

　○説明や公表にあたっての基本方針 ○内容及び方法

|  |
| --- |
| ※ 公表にあたっては、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれを踏まえた今 後の改善方策について家庭・地域等に周知するものであるとともに、今後の取組に向けて 家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段でもあるので、受け手として想定さ れる対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫するために、公表の内容・方法・手続き等 に関して校内でガイドラインを作り、共通理解を深める。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 説明・公表する内容 | 対象者 | 評価の場及び手段 | 担当者 |
| ４月 | ※ 諸会議や評価活動の予定を記入する。  例）ＰＴＡ総会でアンケート等の目的や計画を説明する。 | ※ 説明・ 公表の対象者を記入する。 | ※ 説明・公表を行う 場や手段を記入する。 | ※　担当する　教職員を記 入する。 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**（２）　学校関係者評価**

**１　本校の学校関係者評価の基本的な考え方**

|  |
| --- |
|  |

**２　本年度の重点**

|  |
| --- |
| ※ 「自己評価を踏まえた学校関係者評価」、「主体的・能動的な評価活動」の２点から設定する。 |

**３　推進体制**

|  |
| --- |
| ※ 学校関係者評価委員会を設置し委員を選定する。  　　委員会が組織として機能するために、委員長や副委員長等それぞれの役割と権限を決める　　必要がある。 |

**４　年間評価計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 評価活動の内容 | 評価の場及び手段 | 担当者 |
| ４月 | ※ 諸会議や評価活動の予定を記入する。 | ※ 評価を行う教育活動の場面や評価の手段を記入する。 | ※ 各評価活動を担当する教職員を記入する。 |
| ５月 |
| ６月 |
| ７月 |

**５　評価結果を基にした改善策の策定計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 改善策の策定の手順等 | 担当者 |
|  | ※ 「評価の結果の分析・考察→改善課題の明確化→改善策の立案→共通理解の場→改善策の具体化と公表」等のような改善策の策定とその生かし方の具体的な計画を記述する。 |  |

※　学校教育法施行規則

・第６６条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

・第６７条

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

・第６８条

小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。